

令和7・8年度

**防衛省所管における測量・建設コンサルタント
等業務競争参加資格審査申請書提出要領**

目 次

第1 令和7・8年度競争参加資格審査について

1 資格審査について	2
(1) 定期受付の申請から登録までの流れ	2
(2) 隨時受付の申請から登録までの流れ	2
(3) 有資格者名簿の公表	3
2 情報公開法の施行	3

第2 申請の手順

1 登録申請前の確認	5
(1) 申請書を提出できない方	5
2 申請書類の作成	6
(1) 作成が必要な主な申請書類について	6
(2) 提出部数	7
3 申請書類の提出、受付	7
(1) 申請方法	7
◎定期受付（2年に1回実施）	7
◎隨時受付	9
◎地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出先	11
(2) 申請に当たっての注意事項	13
4 資格審査の概要	13
(1) 業種区分及び業務概要	14
(2) 総合審査数値の算定方法	14
(3) 業者の格付	15
5 資格認定の通知	15
6 申請した事項の変更等の届出	15

第3 申請書類及び作成の方法

1 提出書類	17
2 提出書類の様式及び記載要領	19
(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	
[様式1-1]	19
[様式1-2]	24
[様式1-3]	31
(2) 営業所一覧表 [様式2]	37
(3) 測量等実績調書	39

(4) 技術者経歴書	41
(5) 納税証明書の写し	43
(6) 登記事項証明書（写しでも可）	48
(7) 登録証明書等（写しでも可）	48
(8) 財務諸表類（1年分）	51
(9) 委任状	52
(10) 受付通知票	55
(11) 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用）	56

第4 特殊な資格審査制度

1 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた会社の資格審査	58
(1) 申請書類等	58
2 合併等により設立された会社の資格審査	60
(1) 合併等により設立された会社等	60
(2) 申請書類等	60

第5 資格決定後の申請内容変更手続

1 変更手続が必要な変更及びその手続	64
2 変更届の添付書類	66

第6 競争参加資格審査申請に関するQ & A

1 定期申請で文書を郵送して申請することはできないですか。	69
2 文書を持参して申請することはできないですか。	69
3 隨時申請や変更届の提出はインターネットではできないですか。 定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいのですか。	69
4 資格認定を受けた後、希望部局（地方防衛局等）を追加することはできますか。	69
5 資格認定を受けた後、希望業種を追加することはできますか。	70
6 定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類に不備があり、不受理になってしまった。どのようにすればいいでしょうか。	70
7 申請書の様式類をインターネット上から入手することはできますか。	70
8 申請書の記載に使用する筆記具の指定はありますか。	70
9 「外資状況」の考え方を教えてください。	71
10 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。	71
11 測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格申請に当たっての審査基準日の考え方を教えてください。	72
12 営業年数の算出方法を教えてください。	72
13 測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記載すればいいですか。	72

.....	73
14 営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。 ······	73
15 随時の申請や変更届を提出してから登録完了まで、どのくらいの時間がかかりますか。 ······	73

第1 令和7・8年度競争参加資格審査について

第1 令和7・8年度競争参加資格審査

1 資格審査について

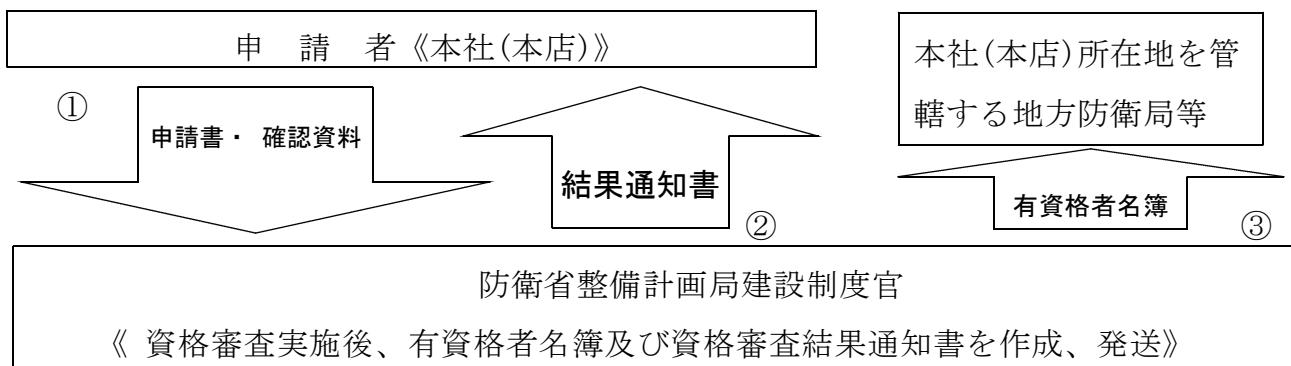
当省の各機関及び各部隊が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争に参加するには、当省が行う資格審査を受け、有資格者として名簿に登録される必要があります。この名簿は、2年ごとに更新されています。

また、当省では業務を受注するにふさわしい適切な業者を選定するため、申請された内容を基に希望される業種別の総合審査数値を算出し、級別の格付をしております。

(1) 定期受付の申請から登録までの流れ

- ① 「申請書」及び「確認資料」を防衛省整備計画局建設制度官に提出。受け付けた申請内容を基に資格審査が実施され、有資格者名簿へ登録。有資格者名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。
- ② 資格審査結果通知書を申請者に通知。
- ③ 有資格者名簿は本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等に送付。

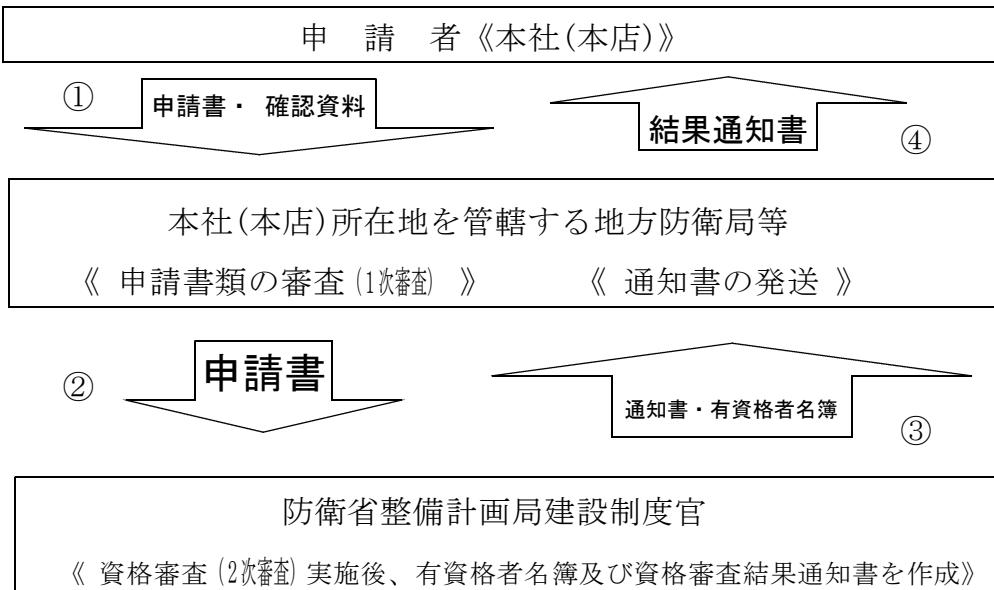
※ 申請は原則「インターネット方式」により受付けております（7ページ参照）。



(2) 隨時受付の申請から登録までの流れ

- ① 「申請書」及び「確認資料」を本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等に提出。受け付けた地方防衛局等で、申請書類の記載内容等について審査を実施（1次審査）。
- ② 確認した申請書は、地方防衛局等から防衛省整備計画局建設制度官に送付され、受け付けた申請内容を基に資格審査（2次審査）が実施され、有資格者名簿へ登録。有資格者名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。
- ③ 作成された有資格者名簿及び資格審査結果通知書を地方防衛局等に送付。

④ 地方防衛局等から申請者に対し、資格審査の結果が通知される。



(3) 有資格者名簿の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）を踏まえ、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者登録名簿」を公表しております。

①公表の内容

- ・商号又は名称
- ・営業所所在地
- ・等級及び総合審査数値等

②公表の方法

- ・各地方防衛局等での閲覧。
- ・防衛省ホームページでも情報提供しています。

「防衛省・自衛隊ホームページ」

<https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/index.html>

2 情報公開法の施行

防衛省及び地方防衛局等が取得した資格審査申請書などは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求者からの請求があった場合、申請にかかる団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものに限り、開示対象となります。

第2 申請の手順

第2 申請の手順

◎登録申請前の確認 ⇒ 第2の1を参照（5ページ）



1 申請書類の作成 ⇒ 第2の2（6ページ）及び第3（16ページ）を参照



2 申請書類の提出、受付 ⇒ 第2の3を参照（7ページ）



3 発注者における資格審査 ⇒ 第2の4を参照（13ページ）



4 資格認定の通知 ⇒ 第2の5を参照（15ページ）

申請した内容に変更が生じたら…

5 変更届の提出 ⇒ 第2の6を参照（15ページ）

1 登録申請前の確認

（1）申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律225号）に基づく更正・再生手続開始決定を受けた方で、かつ、競争参加資格の再認定を受けていない方で、申請を希望される方は、事前に、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）へ「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（59ページ参照）を提出してください。詳細の手続については、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等へお問い合わせください。

欠格要件

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）に基づき、防衛省の各機関及び各部隊の発注する測量・建設コンサルタント等業務においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしております。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
 - イ 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者

- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第32条第1項各号に掲げる者
- 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項に該当し、次の各号に該当すると認められる者
- イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ イ～ホにより一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者

2 申請書類の作成

（1）作成が必要な主な申請書類について

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1、1-2、1-3）
- ② 営業所一覧表（様式2）
- ③ 測量等実績調書
- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 委任状（行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要となります。）

⑥ 受付通知票（文書郵送方式による申請のときのみ提出が必要となります。）

（2）提出部数

正1部

※1 申請書類の記載方法、詳細については、第3（16ページ）を参照のこと。

※2 申請書は、防衛省・自衛隊のホームページからダウンロードできます。

https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html

3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行いますが、その後、新たに建設業を開始した者等、新規に当省の各機関及び各部隊が発注する測量・建設コンサルタント等業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

（1）申請方法

申請は、インターネット上のシステムを使用して申請する「インターネット方式」により行います。

防衛省ではインターネット一元受付に参加している各機関に対して、インターネットを利用し、一度に競争参加を希望する複数の機関への申請が可能であり、申請書を複数作成する必要がないこと、申請受付期間内（令和6年12月2日～令和7年1月15日）で、かつ、申請データの承認前であれば、何度でも申請データの削除、再申請ができることなどから「インターネット方式」を推奨しております。

なお、平成29・30年度の資格申請受付から「文書郵送方式」は原則廃止しております。

◎定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット方式については、事前に受付専用ホームページにアクセスし、パスワードを取得する必要があります。パスワードを取得していないとインターネット方式での申請はできませんので注意してください。

パスワード申請期間

令和6年11月1日から同年12月27日まで

申請データ受付期間

令和6年12月2日から令和7年1月15日まで

インターネット方式の申請方法等の詳細については、国土交通省の『測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]』で確認してください。

『パスワードの申請』及び『測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]』については、下記のホームページで確認してください。

インターネット受付専用ホームページ

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

② 文書郵送方式（原則廃止。ただし、インターネット方式では対応していない申請を除く。その場合の受付期間及び提出先は下記のとおり。）

※定期受付期間中に文書郵送（インターネット方式で対応していない申請を除く）により申請をされた場合、定期受付ではなく随時受付による申請として取扱います。また、随時受付における資格認定日は6月上旬以降となりますので注意してください。

文書郵送方式の受付期間

令和7年12月2日から令和7年1月15日まで

※令和7年1月15日（必着）

提出（郵送）先

防衛省整備計画局建設制度官

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111（内線36444）

※隨時受付に関しては申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に提出してください。

郵送方法

書留郵便に限る。

※ 1 普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※ 2 封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

注意事項

ア 防衛省担当者から申請書類の記載内容について、確認することがありますので、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

イ 郵送後2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には申請書の提出先にお問い合わせください。

ウ 申請者が第2の1（5ページ参照）の欠格要件に該当する場合には、「不受理」として受付通知票で受け付けできない理由を記載し、発送します。不受理となった申請書については、破棄されます。

③ 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

◎隨時受付

令和7年4月1日から随时、文書郵送方式又は電子メール方式による申請書類の提出を受け付けますが、入札に間に合わない場合がありますので注意してください。

また、令和9年2月以降に申請した場合、令和9年3月31日までに資格認定が完了しないことがあります。

申請書類は本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に提出してください。

① 文書郵送方式

提出方法

書留郵便に限る。

※1 普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※2 封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書在中」と明記してください。

② 電子メール方式

メール件名を「随時の競争参加資格申請書類の提出（申請者の商号又は名称）」と記載してください。

メール本文には「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。

（例）件名：随時の競争参加資格申請書類の提出（○○会社）

本文：防衛 太郎、03-3268-3111

注意事項

ア 添付書類のデータサイズが10MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。10MBを超える場合は添付書類を複数に分けて提出してください。複数に分けて提出する場合には件名の最後に分割番号を記載してください。

（例）件名：随時の競争参加資格申請書類の提出（○○会社） 1／2

イ 「電子メール方式」による申請を行った場合には、受付通知側は申請者の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

※ メール送信後2週間を経過しても、受付通知メールによる受理又は不受理の通知がない場合には申請書の提出先にお問い合わせください。

ウ 申請者が第2の1（5ページ参照）の欠格要件に該当する場合には、「不受理」として受付通知メールに受付できない理由を記載し、お知らせします。不受理となった申請書については、破棄されます。

エ 防衛省担当者から、申請書類の記載内容について確認するがありますので、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

資格の有効期間

資格の認定日（令和7年6月上旬以降）から令和9年3月31日まで

※1 手続の詳細については、下記の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等の窓口へお問い合わせください。

※2 合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生などに伴う再申請

についても随時受付を行っておりますので下記の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等の窓口まで相談してください。

◎地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出先

本社(本店)所在地	提 出 先
北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）	北海道防衛局 総務部 契約課 〒060-0042 札幌市中央区大通西12（札幌第3合同庁舎） TEL 011-272-7513（直通） mail: keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局の各振興局管内	帯広防衛支局 総務課 契約審査係 〒080-0016 帯広市西6条南7-3（帯広地方合同庁舎2階） TEL 0155-22-1175（直通） mail: ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県	東北防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎） TEL 022-297-8296（直通） mail: keiyaku-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県	北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第2係 〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-600-1800（内線2819） mail: Shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp
神奈川県、山梨県、静岡県	南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎） TEL 045-211-7143（直通） mail: sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県	近畿中部防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館) TEL 06-6945-5741(直通) mail: keiyaku-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp
鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30(広島合同庁舎4号館) TEL 082-223-7233(直通) mail: keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第2合同庁舎) TEL 092-483-8829(直通) mail: ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
熊本県、宮崎県、鹿児島県	熊本防衛支局 総務課 契約室 〒862-0901 熊本市東区東町1-1-11 TEL 096-368-2174(直通) mail: ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
沖縄県	沖縄防衛局 総務部 契約課 契約審査1係 〒904-0295 中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 TEL 098-921-8142(内線158) mail: keiyakuka4-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

(2) 申請に当たっての注意事項

- ① 重複申請のないよう、注意してください。
申請は、インターネット（定期受付時のみ）、郵送又は電子メールのいずれか1つの方法により行ってください。
重複があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

② 虚偽申請は資格取消しの対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

これにより競争参加の資格が取り消された場合、同一有効期間内（令和7・8年度）の再度の申請はできません。

③ 一度申請した資格審査書類は、地方防衛局等からの指示を除き、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認した上で申請してください。

④ 申請を取り下げた場合、同一有効期間内（令和7・8年度）の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内（令和7・8年度）での再度の申請をすることは認められませんので、注意してください。

なお、この資格認定の取下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

4 資格審査の概要

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。

資格審査は、定期受付においては防衛省整備計画局建設制度官で、随時受付においては本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（1次審査）及び防衛省整備計画局建設制度官（2次審査）で行われます。

以下に、資格審査の概要を説明します。

- ① まず、欠格要件（5ページ参照）に該当しないことを調査します。
- ② その上で、希望する業務種別ごとに総合審査数値を算出します。
- ③ 算出された総合審査数値に基づき、格付が行われます。

(1) 業種区分及び業務概要

防衛省で実施する競争参加資格審査の業種区分及び業務概要は、下表のとおり

です。この中から登録を希望する業種区分を選んで申請していただきますが、これ以外の業種区分については受け付けません。

《業種区分及び業務概要》

業種区分	業務概要
①測量	測量一般、航空測量
②地質調査	地質調査
③土木コンサルタント	土木に関する設計・監理
④建築コンサルタント	建築に関する設計・監理
⑤電気コンサルタント	電気に関する設計・監理
⑥機械コンサルタント	機械に関する設計・監理
⑦通信コンサルタント	通信に関する設計・監理
⑧環境等コンサルタント	環境アセスメントなど、上記業務及び補償コンサルタント業務以外の業務

※補償コンサルタント業務については、当省では資格審査申請の受付を行っておりません。

※上記の業種区分のうち、測量を希望される方は、測量法第55条による登録が必要であり、申請の際に測量業者登録証明書が必要となります。

(2) 総合審査数値の算定方法

« 総合審査数値の算定方法 »

$$\text{総合審査数値} = A \times \left[1 + \frac{B+C}{120} \right]$$

A = 希望業種ごとの年間平均完成実績高の評点

B = 自己資本額並びに技術職員の数及び技術職員以外の職員の数の評点

C = 経営比率及び営業年数の評点

※ 総合審査数値の詳細な算定方法については、防衛省・自衛隊のホームページに掲載しますのでそちらを確認してください。

https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/file/sogo_santei.pdf

「測量・コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格審査における総合審査数値の算定方法について」

(3) 業者の格付（ランク付け）

格付とは、業種区分ごとに総合審査数値及び業務の契約の予定金額の範囲に応じ、次表のとおり設定している等級のことをいいます。

◎測量・建設コンサルタント等業務

級 別	総合審査数値	業務の契約の予定金額の範囲
A	55点以上	500万円以上
B	40点以上 55点未満	300万円以上 500万円未満
C	40点未満	300万円未満

5 資格認定の通知

申請書類を送付した地方防衛局等から「資格審査結果通知書」が送付されます。

ただし、インターネット方式で申請された方のみ防衛省整備計画局建設制度官から送付されます。

※資格審査結果通知書の再発行はできませんので届いた通知書は、大切に保管してください。

6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、申請内容に変更等が生じた場合には、速やかに、申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）へ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）」により、変更等の届出をしてください。ただし、定期受付により申請された方は、令和7年4月1日以降に届出をしてください。

本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受け付けできませんので注意してください。

「変更等の届出が必要な場合」及び「提出資料」については、第5を参照（63ページ参照）。

第3 申請書類及び作成の方法

第3 申請書類及び作成の方法

※申請書の作成に当たっては、必ず第2の1「登録申請前の確認」(5ページ参照)及び第2の3(2)「申請に当たっての注意事項」(13ページ参照)を確認してください。

1 提出書類（隨時受付に限る。）

提出書類等は、次表のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の(1)から(9)の順序で並べ、(10)及び(11)とともに提出してください。

申請書類名等	様式番号	参照先ページ
(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式1-1	19
	様式1-2	24
	様式1-3	31
(2) 営業所一覧表	様式2	37
(3) 測量等実績調書	_____	39
(4) 技術者経歴書(※1)	_____	41
(5) 納税証明書その3等(写し)(※2)	_____	43
(6) 登記事項証明書(写しでも可)(※1、※2)	_____	48
(7) 登録証明書(写しでも可)(※2)	_____	48
(8) 財務諸表類(1年分)(※1)	_____	51
(9) 委任状(※3)	_____	52
(10) 受付通知票(郵送のみ)	_____	55
(11) 切手を貼り付けた定型形封筒(郵送のみ)	_____	56

※1 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務を希望し、かつ、登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「技術者経歴書」、「商業登記簿謄本(写し)」及び「財務諸表類(1年分)」の書類の提出を省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。なお、現状報告書の副

本の写しを提出される場合は、確認印の日付が申請日以前のうち最新のものであることを確認してください。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※2 官公署が行った証明類の写しについては、申請日から3か月前までのものを有効とします。また複写機等を使用して機械的に複写された写しについては鮮明に写っているものに限り認めています。

※3 行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要になります。

2 提出書類の様式及び記載要領

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

[様式1-1]

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。

様式1-1

（用紙A4）

01 1: 新規	02 受付番号	03 業者コード	04 - 50001	05 申請者 01 の情報	06 適格組合登録年月日
2: (更新)		3 - 04			

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

令和7・8年度において、貴省で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容について、事実と相違しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	防衛省整備計画局建設制度官殿				
06 本社(店)郵便番号	162 - 8860	07 法人番号	1234567891234		
フリガナ	ショウジョウクイチ ガヤホンムラチャウ				
08 本社(店)住所	東京都新宿区市谷本村町5-1				
フリガナ	ボウエイケンセツコンサルタント				
09 商号又は名称	(株)防衛建設コンサルタント				
10 役職	代表取締役	フリガナ	ボウエイ ハナコ		
代表者氏名	防衛 太郎	担当者氏名	防衛 花子		
11 本社(店)電話番号	03-3268-3111	12 担当者電話番号	03-3268-3111 (内線番号 36493)		
13 本社(店)FAX番号	03-5224-2228	14 電子入札用ICカードの登録番号			
15 メールアドレス					
(17)代理申請時使用欄					
17 申請代理人	中請代理人郵便番号	中請代理人住所	中請代理人電話番号		
18 登録を受けている事業					
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者 (0)0000	番	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築工事務所	0-0000	平成〇〇年〇〇月〇〇日
測量調査業者	番	年 月 日	顧客コンサルタント	番	年 月 日
土地家屋調査士	番	年 月 日	司法書士	番	年 月 日
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者 (0)0000	番	平成〇〇年〇〇月〇〇日	建築工事務所	0-0000	平成〇〇年〇〇月〇〇日
測量調査業者	番	年 月 日	顧客コンサルタント	番	年 月 日
土地家屋調査士	番	年 月 日	司法書士	番	年 月 日
19 設立年月日(西暦)	明治 大正 昭和 平成	53 年 4 月 1 日	20 ミナミ大企業		
			<input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
			・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業		
			・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業		
			・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業		
※欄については、記載しないこと(以下同じ)。					
「15電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(府等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。					

(様式 1 - 1)

項目	記載要領
01 新規・更新	○今回、初めて防衛省に登録される方は『新規』に、以前に防衛省、防衛施設庁又は装備施設庁の実施した資格審査を受けたことのある方は『更新』に「○印」を付すこと。
02 受付番号	○記載不要。
03 業者コード	<p>○『更新』の方は、以前に通知された資格審査結果通知書の記1に記載されている『登録番号』（3で始まるハイフン有10桁）を記載。</p> <p>※以前に登録された方で『登録番号』が不明な方は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）にお問い合わせいただくな、防衛省・自衛隊ホームページにおいても確認していただけます。</p> <p style="text-align: center;">(https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html)</p> <p>○新規登録の方は、記載不要。</p>
04 申請者の規模	○記載不要。
05 適格組合証明	○記載不要。
06 本社(店)郵便番号	○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の郵便番号を記載。
07 法人番号	○通称マイナンバー法に基づき国税庁から指定・通知される番号（13桁）を記載。
08 本社（店）住所	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記載。</p> <p>○丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p> <p>○フリガナの欄は、カタカナで記載する。</p> <p>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</p>

09 商号又は名称	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表す文字については、下の略号を用いることとし、全角文字として記載する。</p> <p style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>種類</td> <td>株式会社</td> <td>有限会社</td> <td>合資会社</td> <td>合名会社</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>(株)</td> <td>(有)</td> <td>(資)</td> <td>(名)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>協同組合</td> <td>協業組合</td> <td>企業組合</td> <td>合同会社</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>(同)</td> <td>(業)</td> <td>(企)</td> <td>(合)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>公益財団 法 人</td> <td>公益社団 法 人</td> <td>一般財団 法 人</td> <td>一般社団 法 人</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>(公財)</td> <td>(公社)</td> <td>(一財)</td> <td>(一社)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>有限責任 事業組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>(責)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。</p> <p><u>○フリガナの欄は、カタカナで記載する。</u></p>	種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	略号	(株)	(有)	(資)	(名)	種類	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	略号	(同)	(業)	(企)	(合)	種類	公益財団 法 人	公益社団 法 人	一般財団 法 人	一般社団 法 人	略号	(公財)	(公社)	(一財)	(一社)	種類	有限責任 事業組合				略号	(責)			
種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社																																					
略号	(株)	(有)	(資)	(名)																																					
種類	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社																																					
略号	(同)	(業)	(企)	(合)																																					
種類	公益財団 法 人	公益社団 法 人	一般財団 法 人	一般社団 法 人																																					
略号	(公財)	(公社)	(一財)	(一社)																																					
種類	有限責任 事業組合																																								
略号	(責)																																								
10 役職・代表者氏名	<p>○左詰めで記載。</p> <p>【役職】</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員 ・管財人 ・会長 <p>※個人若しくは該当する役職名がない場合には、「代表者」を選ぶこと。</p>																																								

	<p>【代表者氏名】</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、日本における代表を記載。</p>
11 担当者氏名	<p>※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記載すること。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>
12 本社(店)電話番号	○左詰めで記載。
13 担当者電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。
14 本社(店)FAX番号	○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記載。
15 電子入札用ICカードの登録番号	○記載不要。
16 メールアドレス	○記載不要。
17 申請代理人	<p>※代理申請をする場合には、52ページを必ず確認すること。</p> <p>○行政書士等が代理申請する場合のみ使用すること。</p> <p>※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。</p>
18 登録を受けている事業	<p>次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。</p> <p>なお、記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書、現況報告書等の写しが必要となります。（添付すべき書類の詳細は49ページ参照。）</p>

	<p>○測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）55条による登録を受けている場合。</p> <p>○建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合</p> <p>○建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。</p> <p>○地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。</p> <p>○計量証明事業者 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。</p> <p>○ 空白の欄 その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載する。 「計量証明事業者における事業区分ごとの登録」等を行っている場合には、本欄に記載してください。</p>
19 設立年月日(和暦)	<p>○創業10年未満の新規中小企業確認のため記載。 ※商業謄本に登記されている「会社の設立年月日」を記載。</p>
20 みなしだ大企業	<p>○資本金や従業員数など規模の面では中小企業の定義に該当しているながら、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業とみなされる会社は「レ点」を付すこと。</p>

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
[様式 1-2]

様式1-2

(用紙A4)

※受付番号 ※業者コード 3 - 04 - 50001

21 測量等実績高

① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ月間の 年間平均実績高 (千円)	⑤ 半譜を希望する部局															
	年月から	○〇年4月から	年月から	××年4月から		01 北海道	02 東北	03 山形	04 新潟	05 長野	06 岐阜	07 愛知	08 三重	09 中京	10 中国	11 四国	12 中国	13 四国	14 近畿	15 中国	合計
年月まで	○×年3月まで	年月まで	×○年3月まで	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)														
1 测量																					
2 地質調査																					
3 コンサルタント																					
(1) 土木																					
(2) 建築		20,000		20,000		20,000										○○				2	
(3) 電気																					
(4) 機械																					
(5) 通信																					
(6) 環境等																					
その他		30,000		30,000		30,000															
合計		50,000		50,000		50,000										2 2					

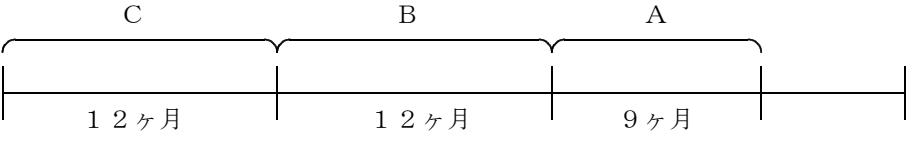
22 有資格者数(人)

一級建築士	二級建築士	測量技能者	測量機器操作者	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	第一種電気主任技術者	第二種電気主任技術者	測量主任技術者
10	5					3					
監修技術者 監理部門	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	環境部門	地質調査
RCCM	地質調査技士										

(様式 1-2)

項目	記載要領
受付番号	○記載不要
業者コード	○様式 1-1 の『03業者コード』と同じ内容を記載。
21 測量等実績高 ①競争参加 希望業種区分	○競争参加を希望する業種の番号に「○印」を付すこと。 ※記載漏れが多く見受けられますが必ず記載すること。 ※測量業務を希望するには測量法第 55 条による登録をされてい る必要があります。

21 測量等実績高 ②直前 2 年度分 決算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「② 直前 2 年度分決算」及び「③ 直前 1 年度分決算」及び「④ 直前 2 か年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」で希望した業種についてのみ記載する。 ○ 測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載する。 ○ 直前 2 年度分決算の欄には、次の金額を参考に記載。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>記載する金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td><td>決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td></tr> <tr> <td>一般社団法人等</td><td>収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td></tr> <tr> <td>個人(青色申告)</td><td>確定申告書控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」</td></tr> <tr> <td>個人(白色申告)</td><td>確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額</td></tr> <tr> <td>組合</td><td>決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td></tr> </tbody> </table> <p>※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記載すること(建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないので、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合もあります)。</p> <p>※組合については、当該組合の年間平均実績高と関係組合員の年間平均実績高(組合に委託し、又は組合から委託を受けた実績及び他の関係組合員に委託した実績に係る実績を除く。)との合計。</p>	申請者	記載する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人(青色申告)	確定申告書控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」	個人(白色申告)	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記載する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人(青色申告)	確定申告書控えにある損益計算書の「売上(収入)金額」												
個人(白色申告)	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額												
21 測量等実績高 ②直前 2 年度分 決算	<ul style="list-style-type: none"> ○直前 1 年度分決算の前の 1 年間の決算を記載。 ○決算が 1 事業年度 1 回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載。 <p>※消費税を含まない額を記載すること。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>												

21 検査等実績高 ③直前1年度分 決算	<p>○検査基準日(申請日の直前の営業年度の終了日。69ページQ-11 参照。)において確定した決算を含む過去1年間の決算を記載。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載。</p> <p>※消費税を含まない額を記載すること。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p>
21 検査等実績高 ④直前2ヶ年間 の年間平均実 績高	<p>○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記載(両決算の合計を2で除して得た数値)。</p> <p>※合計欄には縦の金額の合計を記載すること。</p> <p>※千円未満は四捨五入する。</p> <p>※消費税を含まない額を記載すること。</p> <p>※直前2ヶ年の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定する。</p> <p>例1) 営業年度を変更したため、検査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合</p>  <p>直前2年の各営業年度の合計月数… (A + B = 21ヶ月)</p> <p>不足月数…………… 24 - 21 = 3ヶ月</p> <p>計算式 $\frac{A + B + (C \times 3 / 12)}{2} = \text{直前2ヶ年間の年間平均実績高}$</p>

	<p>例2)新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合</p> <p>計算式　各事業年度の実績高の合計額 × 1／2 =直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例3)個人企業から会社組織に移行し、かつ、現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合</p> <p>⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含める。</p>
21 検査等実績高 ⑤申請を希望する部局	<ul style="list-style-type: none"> ○「①競争参加希望業種区分」で選択した希望業種ごとに競争参加を希望する部局を第2の3(1)（11ページ参照）の地方防衛局等の管轄区域を参照してを「○印」で囲むこと。 ○合計欄に「○印」の数を記載。 <p>※競争参加を希望できる部局は、営業所一覧表（様式2）で選択される営業区域に対応した部局のみとなります。</p> <p>※組織改編に伴い「東海」部局を閉鎖し、「近中」部局へ移管。</p>
22 有資格者数 (人)	<ul style="list-style-type: none"> ○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記載。 ○数字は右詰めで記載。 ○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。 <p>さらに、技術士においては、同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「土、土補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。</p>

※ 自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと（「27 常勤職員の数」欄も同様）。

※記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。

※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので注意すること。

※有資格者数欄に掲げる資格等の定義について、詳しくは次項の『有資格者一覧表』を参照のこと。

※技術士の有資格者数欄の記載に当たっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、次ページの表を参考にして、十分注意して記載すること。

※工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者は外してカウントすること。

« 有資格者一覧表 »

免許等の名称	有 資 格 者
一級建築士	○建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	○建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士資格者	○建築士法施行規則による建築設備士である者
建築積算資格者	○公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	○建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	○建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を二級の土木施工管理とするものに合格した者
測量士	○測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	○測量法（昭和24年法律第188号）による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	○計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
第一種電気主任技術者	○電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
第一種伝送交換技術者	○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第一種伝送交換技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者	○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
総合技術監理部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術管理部門（選択科目を下記各部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
建設部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者

農業部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
森林部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
水産部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
衛生工学部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を衛生工学部門とするものに合格した者
電気電子部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
機械部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
情報工学部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門とするものに合格した者
環境部門	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を環境部門とするものに合格した者
地質調査	○技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
地質調査技士	○一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
R C C M	○一般社団法人建設コンサルタント協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
[様式1-3]

様式1-3

(用紙A4)

※ 受付番号 [] ※ 業者コード 3 - 04 - 50001

[23] 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																			施設コンサルタント業務									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
1 電力 港湾 土木 及び 機械 作業 件及 び	空港 電力 道路 鐵道 業者 用水 用道 及び 水道	下 農業 林木 土木	農業 林木 土木	水 産業 土木	施 工 園	地 方 計 画 策 開 発	地 質	基 礎 地 盤	ト ン ネ ル	電 気 機 械	施 設 機 械	土 地 調 査	物 件	機 械 工 作 物	事 業 業 務 損 失	補 償 開 連	総 合 補 償											

自己 資 本 額	区分		直前決算時
	(千円)		(千円)
	① 株主資本	主 本	1000000
	② 評価・換算差額等		0
	③ 新株予約権		0
	④ 計(P)		1000000

25 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	△100000
	① 流動資産(千円)(m)	200000
	② 流動負債(千円)(n)	300000
	③ 固定資産(千円)(Q)	400000
	④ 総資本額(千円)(R)	500000

27 経営比率	① 総資本純利益率(S/R×100)	△20.0(%)
	② 流動比率(m/n×100)	66.7(%)
	③ 自己資本固定比率(P/Q×100)	250.0(%)

28 外 資 状 況	1 外国籍会社	3 日本国籍会社
	[国名:]	[国名:]
2 日本国籍会社	(外資比率: %)	(外資比率: %)
	[国名:]	[国名:]

29 営業 年数等	① 割 合	48 年 4 月 1 日
	② 休業期間又は 転(廃)業の期間	60 年 7 月 5 日から 63 年 5 月 31 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	28 年

30 常勤職員の数 (人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等
	50	30	20	100	10

※ ⑤は④の内数

(様式1-3)

項目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式1-1の『03業者コード』と同じ内容を記載。
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	○建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく、登録を受けている部門の番号に「○印」を付すこと。 ※補償コンサルタント業務については、当省では資格審査申請の受付を行っておりませんので記載不要。

24 自己資本額	<p>○「直前決算時」の欄については、審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）における自己資本額（千円未満切り捨て）を記載する。</p> <p>※一般社団法人等については、36ページの（参考）による。</p> <p>※組合については、当該組合の自己資本の額と各関係組合員の自己資本額の合計。</p>
24 自己資本額 ①株主資本	<p>○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）</p> <p>○外資系企業の場合には、「① 株主資本」の合計欄の上段（）内に外国資本の額を内数で記載する。</p> <p>○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。</p> <p>○個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。</p> <p>○個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入る。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記載すること。</p>
24 自己資本額 ②評価・換算差額等	○「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載。
24 自己資本額 ③新株予約権	○「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載。

25 損益計算書 税引前当期利益	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において損益計算書の「税引前当期利益」の額（千円未満切り捨て）を記載。 ※組合については、当該組合の税引前当期利益の額と各関係組合員の税引前当期利益の額の合計。
26 貸借対照表 ①流動資産	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において貸借対照表の「流動資産」の合計額（千円未満切り捨て）を記載。 ※組合については、当該組合の流動資産の額と各関係組合員の流動資産の額の合計。
26 貸借対照表 ②流動負債	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において貸借対照表の「流動負債」の合計額（千円未満切り捨て）を記載。 ※組合については、当該組合の流動負債の額と各関係組合員の流動負債の額の合計。
26 貸借対照表 ③固定資産	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において貸借対照表の「固定資産」の合計額（千円未満切り捨て）を記載。 ※「有形固定資産」と「無形固定資産」があるがここでいう「③固定資産」とは有形、無形、投資等の全てを含む額になるので必ず「固定資産合計」と一致する。 ※組合については、当該組合の固定資産の額と各関係組合員の固定資産の額の合計。
26 貸借対照表 ④総資本額	○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において貸借対照表の「負債・資本合計」の額の合計額（千円未満切り捨て）を記載。 ※組合については、当該組合の総資本の額と各関係組合員の総資本の額の合計。
27 経営比率 ①総資本純利益率	○「22 損益計算書」の「税引前当期利益」に記載した額を、「23 貸借対照表」の「④総資本額」に記載した額で除した値を百分比で表した数字を記載。 ※小数点以下第二位の数字を四捨五入して小数点第一位まで記載すること。 $\text{総資本純利益率} = \frac{\text{税引前当期利益率}}{\text{総資本額}} \times 100$

27 経営比率 ②流動比率	<p>○「23 貸借対照表」の「①流動資産」に記載した額を、「23 貸借対照表」の「②流動負債」に記載した額で除した値を百分比で表した数字を記載。</p> <p>※小数点以下第二位の数字を四捨五入して小数点第一位まで記載すること。</p> $\text{流動比率} = \frac{\text{① 流動資産}}{\text{② 流動負債}} \times 100$
27 経営比率 ③自己資本固定比率	<p>○「21 自己資本額」の「④計」に記載した額を、「23 貸借対照表」の「③固定資産」に記載した額で除した値を百分比で表した数字を記載。</p> <p>※小数点以下第二位の数字を四捨五入して小数点第一位まで記載すること。</p> $\text{自己資本固定比率} = \frac{\text{22 自己資本額 (④計)}}{\text{③ 固定資産}} \times 100$
28 外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○印」を付すとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。</p> <p>○「2 日本国籍会社(100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。</p>
29 営業年数等	<p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載する。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。</p>

	<p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p> <p>※組合については、当該組合の営業年数と各関係組合員の営業年数の平均値。(端数切り捨て)</p>
30 常勤職員の数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。 工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者は外してカウントすること。 ○ 「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。） ○ 「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載。 <p>※本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること、等）を有することをいうので注意すること。（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）</p> <p><u>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないこと（「19 有資格者数」欄も同様）。</u></p> <p><u>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、</u></p>

	<p><u>認定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</u></p> <p>※組合については、当該組合の常勤職員の数と各関係組合員の常勤職員の数の合計。</p> <p>※該当の職員がいない場合は「0」を記入する。</p>
--	---

(参考) 一般財団法人等における自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○ 「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)	
		(1)	(2)
	(うち外国資本)		
①株主資本			(3)
②評価・換算差額等			(4)
③新株予約権			
④計			

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		基本財産	
(2)	(4) - (1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記(1)において、社団法人で基本財産のない場合には【正味財産】となります。

(2) 営業所一覧表 [様式 2]

※本表は、申請日現在で作成してください。

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

※組織改編に伴い「東海」区域を閉鎖し、「近中」区域へ移管。岐阜県、愛知県、三重県は「近中」区域に含まれます。

様式2

(用紙A4)

記載欄

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
 - 2 「営業所名稱」欄には、常に契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
 - 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「ー(ハイフン)」で区切ること。
 - 4 「営業区域」(下段)の欄には、その営業所が営業する区域を管轄している地方防衛局等に○印を付すこと。

(様式 2)

項目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式 1 – 1 の『03業者コード』と同じ内容を記載。
番号	○最初に本店を記載し、「0」と記載。 ○以降の営業所については、「1」から連番を記載。
営業所名称	○申請を希望する部局と常時契約を締結する権限を有する本店又は支店等営業所の名称を記載する。 ○本店を最初に記載する。 ※本店所在地が登記簿上の住所と営業上の住所で異なる場合には、営業上の住所を記載すること。 ○支店の場合、名称欄には、商号又は名称を省略する。 (例) (株) 防衛建設コンサルタント名古屋支店の場合 名称の欄には「名古屋支店」と記載すること。
所在地	○「本社(本店)」の『郵便番号』、『所在地』については記載不要。 ○左詰めで記載する。 ○都道府県名から記載する。 ○丁目、番地は「– (ハイフン)」により省略して記載する。
電話番号 F A X 番号	○「本社(本店)」の『電話番号』、『F A X 番号』については記載不用。 ○上段に電話番号を記載する。 ○下段に F A X 番号を記載する。 ○左詰めで記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「– (ハイフン)」で区切る。 ○F A X 番号が無い場合は、「なし」と記載。
営業区域	○その営業所が営業する区域を管轄している地方防衛局等に「○印」を付すこと。 ※地方防衛局等の管轄区域については10ページ参照。 ※組織改編に伴い「東海」区域を閉鎖し、「近中」区域へ移管。

(3) 測量等実績調書

直前2年間の主な完了業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について登録を希望する業種ごとに作成してください。

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(用紙A4)

記載要領

- 1 本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類の各別に作成すること。
 - 2 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
 - 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
 - 4 「測量等対象の規模等」は、例えば測量の面積・精度等、設計の階数、構造、延べ面積等を記載すること。
 - 5 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。

(測量等実績調書)

項目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式1－1の『03業者コード』と同じ内容を記載。
登録業種区分	○「測量」、「地質調査」、「土木」、「建築」、「設備」、「環境」の職種別に作成し、登録業種区分欄に記載する。
注文者	※下請については、元請業者名を記載。
元請又は下請の別	○「元請」、「下請」等請負形式について記載。
件名	※下請については、下請件名を記載。
測量等対象の規模等	○測量を行った面積・精度等、設計した建物等の階数・構造・延べ面積など、当該業務の規模が判断できる内容を記載。
業務履行場所のある都道府県名	○契約した業務の履行場所について、都道府県名を記載。
請負代金の額	○消費税込みの金額を記載。 ※未完成の事案は、契約時の請負代金の額を、完成した事案については、変更契約を含めた請負代金の額を記載。
着工年月 完成（予定）年月	○着工時期の年月について記載。 ○完成（予定）時期の年月について記載。 ※完成時期について、未完成の事案は、契約時の完成予定を、完成した事案については、変更契約を含めた最終完成時期を記載。

(4) 技術者経歴書

(用紙A4)

※受付番号

患者コード 3-04-50001

技 術 者 經 歷 書

(植物) 建築

記載要領

- 1 本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」の記載は、営業所(本店又は支店若しくは常時契約する事務所)ごとにまとめて行い、その直前に、()書きで当該営業所名を記載すること。
2 「法令による免許等」の欄には、業務に關し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：○建築士、○○土木施工管理技士)
3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に從事した職種及び地位を記載すること。

※ 「様式1-2」の「22 有資格者数」に記載した資格を有する者は、必ず記載すること。

(提出の省略)

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務を希望し、かつ、登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「技術者経歴書」の提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。なお、現状報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が申請日以前のうち最新のものであることを確認してください。

また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載すること。

(技術者経歴書)

項目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式1－1の『03業者コード』と同じ内容を記載。
種類	○「測量」、「地質調査」、「土木」、「建築」、「設備」、「環境」の職種別に作成し、種類欄に記載する。
氏名	○営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前の氏名欄に（ ）書きで当該営業所名を記載する。
法令による免許等	<p>○業務に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載する。</p> <p>○「法令による免許等」は、様式①-2の22 有資格者数の欄に記載の資格に限られる。</p> <p>（例）○○建築士、○○土木施工管理技士</p> <p>※技術士については、必ず部門と選択科目を明記すること。</p> <p>（例）技術士（総合技術監理部門（地質））</p> <p>以下の部門は選択科目の明記は不要とする。</p> <p>【上下水道部門、衛生工学部門、電気電子部門、情報工学部門】</p> <p>※できるだけ資格ごとに連記すること。</p>
実務経歴	<p>○最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載する。</p> <p>○審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日）時点における経験年月数を記載すること。</p> <p>○公共用地経験者に係る部分については、当該用地業務に従事した官公庁名及び在職期間等を記載するものとし、必ず10年以上の実務経験が確認できること。</p>

(5) 納税証明書の写し

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があつたことから、平成13・14年度を有効とする防衛省・防衛施設庁の競争参加資格審査（建設工事、測量建設コンサルタント等業務）から添付書類として「納税証明書」の提出を求めております。

※ 「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書」	◎	
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書未納の		◎
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※ 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

- ※ できるかぎり「○」の付いた証明書を提出してください。
- ※ 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。
- ※ なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますので注意してください。
- ※ 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

③ 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出日の3か月前までのものを使用してください。

④ 提出方法

申請書類に添付して提出してください。

(参考)

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者

1 法人税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
(未納の税額のないことの証明)

※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税で未納の税額がないこと
の証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
(その3・未納税額の無い証明用)

住所（所在地）

氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官 印

(6) 登記事項証明書（写しでも可）

○ 法人の場合には、登記事項証明書（履歴（現在）事項証明書）（写しでも可）を提出してください。

※申請者が個人である場合は、上記の提出は不要です。

（提出の省略）

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務を希望し、かつ、登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、提出を省略することができます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもの、また、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。なお、現状報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が申請日以前のうち最新のものであることを確認してください。

(7) 登録証明書等（写しでも可）

○ 営業に関し、法律上必要とする登録証明書等（写しでも可）を提出してください。

○ 発行官公署において定めた様式によるものとします。

○ 証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のものとします。（現況報告書については、申請日の直近のもの。）

○ 証明書類（写し）については、複写機による鮮明な写し（拡大・縮小はせず、できるだけA4サイズ。）とします。

※ 測量を希望する方は、それぞれ、測量法第55条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等（写しでも可）が必要となります（前記にかかる登録を受けていない方は、当該業務の申請を希望することはできません。）。

※ 申請書様式①の「18 登録等を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合においては、添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。

登録証明書等の提出が必要なもの及び証明書等の発行窓口は次のとおりです。

対応する事業登録	添付書類	証明書等の発行窓口
測量業者	測量業者登録証明書	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	登録を受けている都道府県の担当課又は都道府県指定事務所登録機関
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録 (通知)	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
地質調査業者	地質調査業者登録(通知)	申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局(建政部)、国土交通省北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の担当課
計量証明事業者	計量証明事業者であることを証する書面	登録を受けている都道府県

※ 建設コンサルタント業務、地質調査業務を希望し、かつ、登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「登記事項証明書(写しでも可)」、「財務諸表類(1年分)」提出を省略することができます。現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたもので、申請日の直近のものとします。なお、現状報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が申請日以前のうち最新のものであることを確認してください。

(例) 一級建築士事務所の例

証明願

令和 年 月 日

○○知事 ○○○○殿

事務所所在地 ○○○○○○○○○

申請者氏名 ○○○○○

一般競争（指名競争）参加資格審査申請のために必要がありますので、下記のとおりであることを証明願います。

記

1. 級別

一級建築士事務所 ○○○

2. 登録番号

知事登録 (～) 第1234号

3. 登録年月日

平成 年 月 日

4. 名称

○○○○○

5. 所在地

○○○○○○○○○

6. 申請者名

○○○○○

第 号

上記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

○○○知事 ○○○○○印

(8) 財務諸表類（1年分）

○申請日の直前における財務諸表類（1年分）を提出してください。

【法人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）

【個人の場合】

審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度のもの。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書

※ 資格審査受付期間中に審査基準日の直前1年における財務諸表類の調整が完了しない場合には、その前年度の財務諸表類を提出してください。

（提出の省略）

※ 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務を希望し、かつ、登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「財務諸表類（1年分）」の提出を省略することができます。

(9) 委任状

【提出が必要な方】

- 申請代理人による代理申請をする方

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたもののが提出してください。

【委任状の条件】

- 委任状の日付が申請日から3か月以内のものであること。
- 委任の範囲が具体的に記載してあること。
- 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- 委任者の氏名、住所の記載があること。
- 受任者の氏名、住所の記載があること。

② その他

- 資格の認定通知書は、申請された会社の本社（本店）に郵送されます（代理受領はできません（随時申請を除く。）。
- 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記載してください（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。）。

【 委任状 】

委 任 状

受 任 者

住 所 〒〇〇〇一〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町 〇一〇〇一〇
氏 名 〇〇 〇〇

私は上記の者を代理人と定め、防衛省の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

委任事項

1. 申請書類の作成
2. 申請代理
3. 記載事項の訂正

令和 年 月 日

委 任 者

住 所 〒162-8860
東京都新宿区市谷本村町5-1
商号又は名称 (株)防衛建設コンサルタント
代表者氏名 防 衛 太 郎

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

○ 申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれに当たります。

○ 申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続についての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

(10) 受付通知票

【提出が必要な方】

- 郵送方式で申請書類を提出する方

① 注意事項

官製はがき又は切手を貼り付けたはがき(下の【作成例】を参照。)を申請書類と併せて1枚提出してください。

また、はがきには、送付先(住所、申請書(法人)名等)を表面に必ず記載してください。

随時申請において、委任状により申請を委任している場合の送付先は、代理人の住所等でも構いません。

【作成例】

(裏)	(表)
<p>受付通知票</p> <p><input type="checkbox"/>受け付けました。 貴社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。</p> <p><input type="checkbox"/>受け付けできません。 貴社におかれましては、現在、有資格者としての欠格要件に該当するため提出された申請書は、受付出来ません。 また、今回、提出していただきました申請書につきましては当方ににおいて破棄させていただきます。</p> <p>受け付けできない理由</p> <p><input type="checkbox"/>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/>予算決算及び会計令第71条第1項第号に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/>経営状況が著しく不健全である為</p> <p><input type="checkbox"/>建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない為</p> <p><input type="checkbox"/>法人税又は所得税若しくは消費税及び地方消費税に未納分がある為</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p> <p>確認印</p>	<p>郵便はがき</p> <p>切手 1 6 2 - 8 8 6 0</p> <p>※切手を必ず貼り付け下さい。</p> <p>東京都 新宿区 市谷本村町5-1 (株)防衛施設 御中</p> <p>※送付先(住所等)を必ず記載して下さい。</p>

※この受付通知表は、はがきに直接印刷するか、用紙に印刷して糊などで貼り付けて作成して下さい。

※内容については、記入不要です。

(11) 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用）

【提出が必要な方】

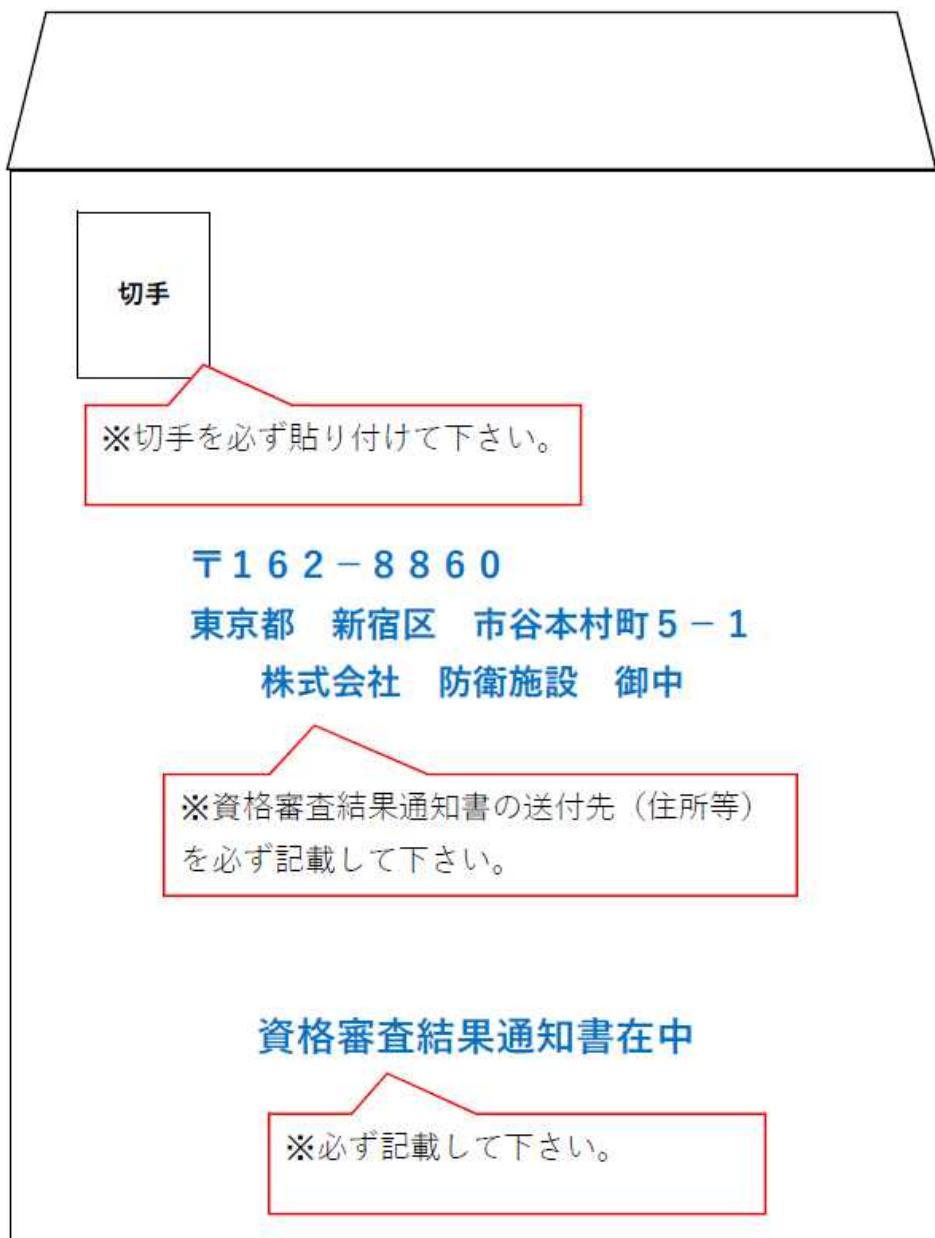
- 郵送方式で申請書類を提出する方

① 注意事項

切手を貼り付けた封筒（下の【作成例】を参照。）を申請書類と併せて1枚提出してください。

封筒には、送付先（住所、申請書（法人）名等）及び『資格審査結果通知書在中』を表面に必ず記載してください。随時申請において、委任状により申請を委任している場合の送付先は、代理人の住所等でも構いません。

【作成例】



第4 特殊な資格審査制度

第4 特殊な資格審査制度

特殊な資格審査制度の概要について記載します。

単体として認定後も含め、ここに記載したケースに該当することとなった場合には、隨時再認定（又は新規の認定）の申請を受け付けます。その際の提出先は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）となりますので、再申請について不明な点がございましたら同様に地方防衛局等にお問い合わせください。

申請方法については、文書郵送方式（書留郵便に限る。）又は電子メール方式により行います。（10ページ参照）。

※必ず申請者において再申請書類のコピーを保管の上、封筒の表・左下には、朱字で「再度の競争参加資格再申請書類在中」と明記すること。電子メール方式の場合は、件名を「再度の競争参加資格再申請書類の提出（申請者の商号又は名称）」としてください。メール本文には「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載すること。

1. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後の申請

2. 合併等により設立された会社の申請

1 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた会社の資格審査

（1）申請書類等

- ① 再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（再度の随时再認定を申請する場合のみ作成。）
- ② 一般競争（指名競争）参加資格申請書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）
- ③ 営業所一覧表
- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 測量等実績調書
- ⑥ 納税証明書その3等（写し）
- ⑦ 登記事項証明書（写しでも可）
- ⑧ 登録証明書等（写しでも可）
- ⑨ 財務諸表類（1年分）（更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降を審査基準日とするもの。）
- ⑩ 切手を貼り付けた定型形封筒（郵送のみ）

【再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書】記載例

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請書

令和〇年〇月〇日

防衛省 整備計画局

建設制度官殿

登録番号 3-04-50001

〒162-8862

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

商号又は名称 (株)防衛建設コンサルタント

代表者氏名 防衛太郎

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定（又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定）を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査を申請します。

2 合併等により設立された会社の資格審査

(1) 合併等により新たに設立された会社等

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいいます。

- ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」といいます。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」といいます。）
- ② 親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」といいます。）
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」といいます。）
- ⑤ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」といいます。）を行った会社（以下「分割会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」といいます。）

(2) 申請書類等

- ① 再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(再申請時のみ作成。)
- ② 一般競争(指名競争)参加資格申請書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）
- ③ 営業所一覧表
- ④ 技術者経歴書
- ⑤ 測量等実績調書
- ⑥ 納税証明書その3等（写し）
- ⑦ 登記事項証明書（写しでも可）
- ⑧ 登録証明書等（写しでも可）

- ⑨ 財務諸表類(1年分)(合併、譲受、分割を行った日以降を審査基準日とするもの。)
- ⑩ 合併、譲受又は分割の事実を証明する書類(合併契約書等)
- ⑪ 切手を貼り付けた定型形封筒(郵送のみ)

【再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書】記載例

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請書

令和〇年〇月〇日

防衛省 整備計画局

建設制度官殿

登録番号 3-04-50001

〒162-8860

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

商号又は名称 (株)防衛建設コンサルタント

代表者氏名 防衛 太郎

一般競争(指名競争)参加資格の、再度の競争参加資格の審査を申請します。

なお、合併等の形態及び合併当事会社等は、下記のとおりです。

記

1 合併等の形態 (該当する形態を○で囲んで下さい。)

合併新設会社

合併存続会社

分割承継会社

子会社

承継譲受会社

譲受会社

2 合併当事者会社等

登録番号	会社名	代表者名	住所
3-04-50001	(株)防衛建設コンサルタント	防衛 太郎	東京都新宿区市谷本村町5-1
3-04-50002	(株)千代田設計事務所	千代田 太郎	東京都千代田区霞が関3-1-1

3 合併等年月日 令和〇年〇月〇日

第5 資格決定後の申請内容変更手続

第5 資格決定後の申請内容変更手続

1 手續が必要な変更及びその手続

申請書類の提出後、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、「競争契約参加資格審査申請書変更届(測量・コンサルタント等業務)」により、申請又は登録の取下げ若しくは申請又は登録内容の変更を届け出てください。
~~ただし、定期受付により申請された方は、令和7年4月1日以降に届け出てください。~~

その際の届出は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）となります。本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受け付けできませんので注意してください。また、届出の方法は郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールとします。その際、申請者において必ず変更届等のコピーを保管の上、郵送の場合は、封筒の表・左下には、朱字で「競争参加資格変更書類在中」と明記してください。電子メールの場合は、件名を「競争参加資格変更書類の提出（申請者の商号又は名称）」とし、本文には、「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。

なお、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれにも該当しない場合、又は、防衛省整備計画局建設制度官若しくは地方防衛局等からの変更手続の指示があったとき、以外の内容については変更届を提出していただく必要はありません。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が、次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき（一部廃業も含む。）
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき
- ⑦ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく更生手続開始の申立てをしたとき

(2) 有資格者が、次の事項を変更したとき

- ① 商号又は名称
- ② 法人においては代表者氏名、個人においてはその者の氏名

③ 営業所(本店を含む。)以下の項目について

- 名称
 - 所在地
 - 連絡先 (電話番号・FAX番号。)
 - 支店の新設又は廃止
- ④ 希望業種の追加又は削除
- ⑤ 希望部局の追加又は削除
- ⑥ 合併等に伴う商号又は名称等の変更(再申請書類の作成に時間要するとき。)

【変更届出書】

※ 変更前の内容については、必ず申請時の内容を記載すること（インターネット申請の場合は、申請プログラムの入力内容で、紙申請については申請書の写しで確認。）。

一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等業務)

令和〇年〇月〇日

防衛省 防衛計画局 建設制度課 殿

登録番号 3-04-50001

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

商号又は名称 (株)防衛建設コンサルタント

代表者氏名 代表取締役 防衛太郎 印

下記のとおり変更があったので届出します。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
本社TEL変更	TEL:△△-〇〇〇〇-×××	TEL:△△-〇〇〇〇-◇◇◇	令和4年5月31日
希望局追加	北関東、南関東	北関東、南関東、近中	
営業区域の削除	北海道、帯広、東北、北関東、南関東、近中、中四、九州、熊本、沖縄	北関東、南関東、近中	

2. 変更事項にかかる添付書類名

様式1-2、様式2

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。

※業者コードには、資格審査結果通知書の記1に記載されている『登録番号』を記載。

2 変更届の添付書類

	変更内容	添付書類
法人	○本社住所	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	○商号又は名称	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可） ○切手を貼り付けた定型形封筒
	○本社電話番号及びFAX番号	○なし
	○本店代表者の氏名及び役職	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）
	○営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号	○営業所一覧表（様式2） <u>※変更内容のみ記載すること。</u> ○名称、住所を変更した場合のみ、商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）など、変更が確認できるもの。
	○本店又は営業所の営業区域の追加（削除）	○営業所一覧表（様式2） <u>※変更内容のみ記載すること。</u> (営業区域の追加の場合のみ)
	○営業所の新設	○営業所一覧表（様式2） <u>※変更内容のみ記載すること。</u> ○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）（写しでも可）、許可・登録等の写しなど、変更が確認できるもの。
	○営業所の閉鎖	○なし
	○希望業種の追加	○一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2） <u>※変更内容のみ記載すること。</u> ※測量を追加する場合は、測量業者登録証明書（写しでも可）を添付すること。 ○切手を貼り付けた定型形封筒

個 人	○希望業種の削除	○切手を貼り付けた定型形封筒
	○希望部局の追加（削除）	○一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 (様式1-2) <u>※変更内容のみ記載すること。</u> (希望部局の追加の場合のみ)
	○資格の取下げ	○廃業による取下げの場合は廃業届の写し ○合併消滅会社等となった場合は、合併契約書等の写し
個 人	○住所	○住民票の写し（写しでも可）
	○商号又は名称	○切手を貼り付けた定型形封筒
	○氏名	○戸籍謄本又は抄本（写しでも可）
	○電話番号及びFAX番号	○なし
	○本店又は営業所の営業区域 の追加（削除）	○なし
	○希望業種の追加	○一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 (様式1-2) <u>※変更内容のみ記載すること。</u> ※測量を追加する場合は、測量業者登録証明書（写しでも可）を添付すること。 ○切手を貼り付けた定型形封筒
	○希望業種の削除	○切手を貼り付けた定型形封筒
	○資格の取下げ	○なし

- ※ 上記以外の事項（支店長名又は市町村合併に伴う住所の変更等）については、防衛省整備計画局建設制度官又は地方防衛局等からの指示を除き、変更届を提出する必要はありません。
- ※ 添付書類のうち、官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3か月前までのものを有効とします。
- ※ 資格を取り下げた場合、同一有効期間内（令和7・8年度）の再度の申請はできません。
- ※ 希望業種を取下げ（一部取下げを含む）た場合は、同一有効期間内（令和7・8年度）の再度の希望申請はできません。

第6 競争参加資格審査申請に関するQ & A

第6 競争参加資格審査申請に関するQ & A

Q－1	定期申請で文書を郵送して申請することはできないのですか。
A－1	平成29・30年度の定期申請受付より文書郵送方式は原則、廃止しておりますのでインターネット方式によって申請を行ってください。文書による申請の場合は、令和7年4月以降の随時申請にて受け付けます。

Q－2	文書を持参して申請することはできないのですか。
A－2	平成27・28年度の申請受付より文書持参方式は原則、廃止しておりますので御了承ください。（随時受付も同様の取扱いです。）

Q－3	随時申請や変更届の提出はインターネット方式ではできないのですか。 定期申請をインターネット方式で行ったが、変更届はどうすればいいですか。
A－3	随時申請及び変更届の提出とともにインターネット方式では行うことができません。 郵送又はメールにてお願ひいたします。 定期申請をインターネット方式で行った場合でも、変更届を提出する場合には、申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）に郵送又はメールで提出してください。本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外の各登録部局への提出は必要ありません。 また、インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。

Q－4	資格認定を受けた後、希望部局（地方防衛局等）を追加することはできますか。
A－4	希望部局を追加することはできます。 希望部局の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）に提出（郵送）してください。 ※変更手続（64ページ参照）

Q－5	資格認定を受けた後、希望業種を追加することはできますか。
A－5	<p>希望業種を追加することはできます。</p> <p>希望業種の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）に提出（郵送）してください。</p> <p>※変更手続（64ページ参照）</p>

Q－6	定期申請のときにインターネット方式（又は郵送方式）で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいでしょうか。
A－6	<p>必要書類が受付期間中に間に合わなかった等、定期登録に間に合わなかつた場合は、随時登録で申請してください。</p> <p>詳細は、地方防衛局等（11ページ参照）にお問い合わせください。</p>

Q－7	申請書の様式類を、インターネット上から入手することはできますか。
A－7	<p>申請書の様式及び変更届については、防衛省・自衛隊のホームページから取得することができます。</p> <p>https://www.mod.go.jp/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html</p>

Q－8	申請書の記載に使用する筆記具の指定はありますか。
A－8	<p>鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。</p> <p>※修正液、修正テープ不可。</p>

Q－9	「外資状況」の考え方を教えてください。
A－9	<p>外資状況に記載する会社には、次の3種類があります。</p> <p>①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社）など</p> <p>②日本国籍会社（外資比率：100%） 100%外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン）など</p> <p>③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。 例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン）など</p>

Q－10	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。
A－10	<p>「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載して下さい。</p> <p>なお、申請書の「役職」欄に記載する役職名は次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役　・取締役社長　・代表取締役　・代表取締役社長 ・代表取締役副社長　・代表社員　・代表者　・代表理事 ・理事長　・社長　・副社長　・無限責任社員 ・管財人　・会長 </div>

Q-11	測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格申請に当たっての審査基準日の考え方を教えてください。										
A-11	<p>測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査の審査基準日は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査基準日 資格審査申請日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表等の決算日） 2. 申請項目ごとの対象期間等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">申請項目</th> <th style="padding: 5px;">対象期間（申請書作成の基準時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">年間平均実績高</td> <td style="padding: 5px;">審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">自己資本額</td> <td style="padding: 5px;">審査基準日の直前の営業年度の決算</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有資格者数</td> <td style="padding: 5px;">審査基準日におけるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">営業年数</td> <td style="padding: 5px;">競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの</td> </tr> </tbody> </table>	申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）	年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度	自己資本額	審査基準日の直前の営業年度の決算	有資格者数	審査基準日におけるもの	営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの
申請項目	対象期間（申請書作成の基準時点）										
年間平均実績高	審査基準日の直前2年の各事業（営業）年度										
自己資本額	審査基準日の直前の営業年度の決算										
有資格者数	審査基準日におけるもの										
営業年数	競争参加資格希望業種に係る事業の開始日から審査基準日までのもの										

Q-12	営業年数の算出方法を教えてください。
A-12	<ol style="list-style-type: none"> 1. 起算日 競争参加資格希望業種に係る事業の開始日とします。 2. 末日 審査基準日とします。 審査基準日は、A-11のとおり、「資格審査申請日の直前の営業年度の終了日」となります。 3. 営業年数の算出 起算日から末日までの期間から、休業期間を差し引く。 年末満の端数については、切り捨ててください。

【計算例】

- ①創業年月日：1989年4月1日
②審査基準日：2010年3月31日
③休業期間：1997年4月1日～1998年5月31日（1年2か月）

$$\begin{aligned} \text{営業年数} &= 21\text{年}0\text{か月} \quad (\text{①} \sim \text{②}) - 1\text{年}2\text{か月} \\ &= 19\text{年}10\text{か月} \end{aligned}$$

[端数処理] ⇒ 19年

Q-13	測量等の実績のない業務を希望する場合の年間平均実績高はどのように記載すればいいですか。
A-13	実績高がない場合には、年間平均実績高を「0」（ゼロ）として記載してください。

Q-14	営業所一覧表に登録できる営業所はどのようなものですか。
A-14	本店又は常時契約を締結する支店等営業所に限られます。 常時契約を締結する支店等営業所とは、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の見積、入札、契約締結等、測量・建設コンサルタント等業務に関する契約の締結に係る実体的な行為を行う営業所をいいます。 次のような営業所は、「常時契約を締結する」営業所とは言えません。 ○ <u>単なる事務の連絡のために置かれている営業所</u> ○ <u>他に兼業（建設業等）を営んでいる場合の営業所であって、測量・建設コンサルタント等業務には全く無関係なもの</u> ○ <u>海外に設置されている営業所</u>

Q-15	随時の申請や変更届を提出してから登録完了まで、どのくらいの時間がかかりますか。
A-15	適正な申請を受理してから約2か月程度で登録となります。なお、登録時期について要望がある場合は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）まで相談してください。